

航空旅客動態調査について

1. 調査の目的

国内線航空旅客の流動特性を把握し、今後の空港整備のための基礎資料を得ることを目的としています。

2. 調査の沿革

昭和48年度から実施しており、平成21年4月からは、統計法（平成19年法第53号）に基づく一般統計調査として実施しています。

3. 調査の根拠法令

統計法（平成19年法第53号）

4. 調査の対象

調査実施日に国内定期便を利用する全ての航空旅客を対象に実施しています。

5. 主な調査事項

出発地、出発空港、乗換空港、目的地、目的空港、旅行目的、個人属性等（詳細は「航空旅客動態調査票」のとおり）

6. 調査の時期

2年毎に実施（10月または11月の平日・休日各1日）

7. 調査の方法

航空機内で調査票を配付し、ご記入後回収させていただきます。
（便によっては搭乗前に空港内で配付・回収致します。）

8. 結果の公表時期

結果の公表は、調査翌年度の10月末頃。
（公表時期は、前後する場合があります。）